

第2回宗像市世界遺産保存活用検討委員会 議事録

■日 時：平成29年9月26日（火）14:00～16:00

■会 場：宗像市役所 202 会議室

■出席者：

【委員】西谷正（委員長）、日高圭一郎（副委員長）、葦津幹之、河窪奈津子、黒木貴一、坂本和典、仲間浩一、早川祥三、福島敏満、藤田直子、山野善郎

【オブザーバー】宗像大社

福岡県文化財保護課

福岡県世界遺産登録推進室

【事務局】宗像市郷土文化課

宗像市世界遺産登録推進室

〈質疑・意見〉

1. ユネスコ世界遺産委員会決議文について

委員：決議文の勧告に記載されている a～g までの内容すべてを反映させるような内容を検討するのか。

事務局：勧告の内容については、この委員会でも議論することもある。期限があるものではないので今後必要に応じて検討していく。本日の資料に反映されているものはない。

委員：4つの個別の管理計画とは具体的に何を指すのか。

事務局：資産全体を包括して守っていくための包括的保存管理計画のことを指している。また、福津市の「新原・奴山古墳群」の保存管理計画や整備計画、「宗像神社境内」の保存管理計画も含まれている。

委員：「地域コミュニティの職人」は具体的にどのような人を想定しているのか。

事務局：世界遺産市民の会などの市民団体の活動を含め社殿の修理を行う技術を持った人などを指している。

委員：「地域コミュニティの職人」は原文を見ると、伝統的な技法を持った人を継続的に地域で確保していくというニュアンスが強い。

委員：地域内だけで伝統的な技法を持った職人を継続的に確保できる地域は国内でもほとんどない。そのような場合の対応としては文化財建造物保存技術協会が職人達を指導しながら適切な対応を行っていくことになるだろう。

2. 登録後の保存管理の進め方について

委員：遺産影響評価を行う際に、遺産への影響の可能性の有無を誰がどのように判断するのか。

事務局：どのような場合に遺産影響評価を行うのかの検討については宗像市単独ではなく、福岡県と福津市も含めた三者で検討していく必要がある。現時点では明確なプロ

セスがない。

委員：通常の開発行為を行う際のプロセスを適用することはできないのか。現状では何の対処法もないのか。

事務局：一定規模以上の建物を建てる際には都市計画課への届け出が必要であり、必要に応じて景観アドバイザー制度を活用し、景観計画に適合するように協議を行う。しかし、あくまでも景観面での協議であり、遺産への影響を判断するものではないので、現時点では福岡県とも相談しながら個別案件ごとに判断を行っている。

委員：自治体が直接関与しない民間事業者が行う開発行為に対して、世界遺産の価値に影響を与えないように配慮する場合の予算措置を行えるような見通しはあるのか。予算措置がないと事業者は遺産への影響を軽減させるような対応をしないだろう。

事務局：仕組みづくりについてはまだ十分に検討できていない。いただいた意見を参考に庁内で議論していきたい。

3. 世界遺産ランドデザイン（仮称）素案について

●序章について

委員：本文中の玄海地域や大島地域は旧自治体の範囲という理解でよいか。

事務局：概ね範囲は一致しているが、完全に一致するものではない。特に池田地区は緩衝地帯から外れている。

委員：地元の人以外も見ると計画書なので注記したほうが良い。

委員：農村集落や漁村集落という言葉が出てくるが定義がはっきりしているのか。コンセンサスが得られているのか。

事務局：定量的な定義はない。都市計画マスタープラン等の関連計画でも用いられており、庁内のコンセンサスは得られている。

委員：中世の宗像大社に関する重要な神社である依岳神社や波折神社、杵田（しとぎでん）神社などは景観重点区域に含まれているのか。

事務局：景観重点区域は大島の御嶽山から本土側を見た際に眺望できる範囲を基準に設定している。ご指摘の依岳神社や波折神社は範囲に含まれるが杵田（しとぎでん）神社は範囲に含まれていない。

委員：大変重要な神社なので景観重点区域に入れてほしい。

事務局：景観計画の重点区域を変更する際には景観審議会の中で変更することになるのでご意見については担当課にお伝えしたい。

このランドデザインは、緩衝地帯に入っていないだけでも重要な文化財などがある場合その都度検討する。

委員：市の史跡に指定するなど別の対応もあると思うので検討を願いたい。

委員：見落とししているような資源については、可能であれば空間形成方針に盛り込むなどの対応をして、関連計画との連携という趣旨のもと、必要に応じて景観計画を見直すこと自体は問題ないだろう。

委員：地元の方々には世界遺産に登録されたことでのどうなるのかということをお知らせしたい。

る。

●第1章

委員：世界遺産に関して継続的な調査・研究を行うことが重要であり、学問的な深みを出していく必要がある。基本方針の中で調査・研究という色合いが弱いのではないか。

事務局：現在文化財のマスタープランにあたる歴史文化基本構想の策定を検討しており、そのなかで調査・研究に関する事項について盛り込んでいきたい。

委員：調査・研究という専門的な言い回しではなく、「学び」という言葉で一般化してもよいのではないか。

委員：ユネスコ世界遺産委員会の決議文にも研究プログラムの継続・拡大について言及されており、もう少し盛り込んでもよいのではないか。

委員：基本理念の文章の内容は良いが、もう少し格調高い文章になるように表現の工夫をしてほしい。2行目は長い印象がある。

委員：歴史の中で宗像大社を中心とした古代祭祀の流れを守ってきたのは地域に暮らす人々であり、漁業や農業などの人々の暮らしが根底になっている。「豊かに暮らし続けていく」という一文は人々の暮らしが持続していくというニュアンスを表現できしており、現在の文章のままでよい。

●第2章

委員：基本方針の「守る」という項目のなかで海上に関わる項目がない。ユネスコ世界遺産委員会の決議文のなかでも海上の環境保全について言及されており、方針のなかに記載したほうがよいのではないか。

事務局：ご指摘のとおりである。内容について検討させていただきたい。

委員：保全状況について約6年に1回の頻度で定期報告を行う必要があると記載されているが報告を担当する部局は決まっているのか。

事務局：定期報告自体は国が行うものであり、庁内の取りまとめについては世界遺産推進室が担当する。

委員：計画の内容を実現するために、どこかの部局が予算請求などを行う段階にすでに来ているのではないか。できるだけ早めに担当する部局を決めておいたほうがよい。

事務局：各政策の展開については全庁をあげて取り組んでいきたい。

●第3章

委員：方針3の情報・サービスの拠点となる施設整備はむなかた館などの既存の施設の改修なのか新規の施設整備をイメージしているのか。

事務局：既存施設の改修なのか新規の施設整備なのかについては検討中であるが、宗像大社辺津宮周辺に情報・サービスの拠点が必要だと認識している。

4. 世界遺産基本条例（仮称）素案について

委員：福津市や福岡県は世界遺産条例を作成するのか。県がつくることを前提とするか、つくらないことを前提とするかで書きぶりなどが変わるのではないか。

事務局：現段階では条例作成に関してまとまった方針はない。

委員：文化的風致景観という新たな概念で表現しようとする試みは潔くてよいが課題も多い。文化的景観はただ見えてる風景ではなく、景観地（土地利用）である。文化的風致景観は風景なのか土地利用も含めた概念なのか。また、ある一定の基準に基づいて時代の流れとともに風景が変化することを認めるのか。現状の価値ある風景は変えないということなのか。

事務局：文化的景観という言葉を使うと小鹿田焼などある一定の生業によって築かれた風景を維持するという限定されるように感じるし、また、歴史風致は、ある重要文化財や史跡などを中心に営まれ広がったまちなみを保全していくための仕組みである。今回の場合は、農業や漁業といったいわゆる文化的景観の意味合いと史跡「宗像神社境内」を中心に広がるまちなみの保全といったものが合わさって考えることができるなかで条例を考えていきたいという意味が込められている。

委員：誰がどのように現在の文化的風致景観を価値あるものと認定するのか。また、そのためにはいくつかの項目で基準を規定する必要があるだろう。管理運用の具体的なイメージができていないので危機感を感じている。個人的には宗像市には景観地の概念のほうが適していると思う。

委員：第11条について、世界遺産の保存・活用に関する調査研究も大事だが、世界遺産そのものの調査研究も重要なので「世界遺産とその保存活用～」という表現にしたほうが良い。

委員：条例の目的に市民等の役割と記載されているが、市民の権利を制限することになってしまうのではないか。法に定める範囲でしか書くことはできないので注意したほうが良い。

事務局：本条例は理念条例であり、何らかの規制を行うものではない。条文の表現については法制担当と協議をしながら進める。

委員：ランドデザインに出てくる用語と条例の中の用語が統一されていない。

事務局：使用する用語については今後整理していきたい。

委員：ランドデザインのp10 空間形成方針の枠組みを守っていくうえで重要なものが文化的風致景観というように理解をしたが、海の道は辺津宮から海に向けた一方通行だけではないだろう。双方向が軸ということであれば、文化的風致景観に農耕地や集落などが含まれるというように理解することができる。

事務局：海の道についてはご指摘のとおりである。

5. その他

委員：古賀 IC から宮若 IC の間には IC がないのでスマートインターなどがあると観光客が訪れやすいのではないか。

事務局：ご意見の内容については庁内で共有する。

委員：世界遺産に登録されたことを契機に市として何をしていくかを考えることが一番重要である。沖ノ島が他の世界遺産と違うのは現地に行けないということである。現地に行けない分どのように情報提供していくかをしっかり考えていく必要がある。

6. 次回開催日

平成 29 年 11 月 24 日（金）午後 2 時～